

議案第10号～第16号

令和8年2月20日

令和8年2月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 10 号	鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実 費弁償に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 11 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について……………	5
議案第 12 号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について……………	11
議案第 13 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	15
議案第 14 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	19
議案第 15 号	市道の認定について……………	47
議案第 16 号	市道の廃止について……………	51

議案第10号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費
弁償に関する条例の一部改正について

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費弁償
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費
弁償に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

非常勤の特別職である委員の報酬の額及び出頭人等の実費弁償の額を改定するに
ついて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
非常勤職員の区分	報酬の額	非常勤職員の区分	報酬の額
(1)～(9) 略	略	(1)～(9) 略	略
(10) 固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>10,100円</u>	(10) 固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(11) 公平委員会委員	日額 <u>10,100円</u> （地方公務員法第8条第2項第1号から第3号までに掲げる事務を行う場合にあつては、日額15,000円）	(11) 公平委員会委員	日額 <u>8,900円</u> （地方公務員法第8条第2項第1号から第3号までに掲げる事務を行う場合にあつては、日額15,000円）
(12)～(28) 略	略	(12)～(28) 略	略
(29) 第20号から前号までに掲げる者のほか、附	日額 <u>10,100円</u> 以内で規則で定める額	(29) 第20号から前号までに掲げる者のほか、附	日額 <u>8,900円</u> 以内で規則で定める額

属機関の委員で 規則で定めるも の		属機関の委員で 規則で定めるも の	
(30)・(31) 略	略	(30)・(31) 略	略

(鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(実費弁償の額及び支給方法)	(実費弁償の額及び支給方法)
第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。	第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。
（1） 日当 1日につき <u>10,100円</u>	（1） 日当 1日につき <u>8,900円</u>
（2） 略	（2） 略
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表及び第2条の規定による改正後の鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に支給し、又は弁償すべき事由が生じる報酬及び実費について適用し、同日前に支給し、又は弁償すべき事由が生じた報酬及び費用については、なお従前の例による。

議案第11号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び市議会議員の期末手当の支給割合を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の232.5</u> (2) 12月 <u>100分の232.5</u> 2 略	(期末手当) 第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 12月 <u>100分の230</u> 2 略

(鈴鹿市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市教育長の給与等に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

<p>第3条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の232.5</u></p> <p>2 略</p>	<p>第3条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>
--	--

(常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成19年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の232.5</u></p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（平成2年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の232.5</u></p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の202.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の200</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の200</u></p>

3 略

3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について
鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

地域手当の月額を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(地域手当)</u></p> <p>第42条の5 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めるときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第42条の5 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の11</u>（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めるときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料の名称等を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後			
別表第14（第2条関係）			
<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係</u>			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却認定マンションの建替え等に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	1件につき	160,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

改正前

別表第14（第2条関係）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>	1件につき	160,000円

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

子ども・子育て支援納付金の規定を整備するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課限度額を改める等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額は、<u>次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につ</u> <u>き算定した基礎賦課額（国民健康保険法</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u>の合算額とする。</p>

施行令（昭和33年政令第362号。以下「
法施行令」という。）第29条の7第1項
第1号に規定する基礎賦課額をいう。以
下同じ。）

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につ
き算定した後期高齢者支援金等賦課額（
法施行令第29条の7第1項第2号に規定
する後期高齢者支援金等賦課額をいう。
以下同じ。）

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦
課被保険者（法施行令第29条の7第1項
第3号に規定する介護納付金賦課被保険
者をいう。以下同じ。）につき算定した
介護納付金賦課額（法施行令第29条の7
第1項第3号に規定する介護納付金賦課
額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につ
き算定した子ども・子育て支援納付金賦
課額（法施行令第29条の7第1項第4号
に規定する子ども・子育て支援納付金賦
課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（
第35条、第36条の2及び第36条の3の規定
により基礎賦課額を減額するものとした場
合にあっては、その減額することとなる額
を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」
という。）は、第1号に掲げる額の見込額
から第2号に掲げる額の見込額を控除した
額を基準として算定した額とする。

(基礎賦課総額)

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（
第35条、第36条の2及び第36条の3の規定
により基礎賦課額を減額するものとした場
合にあっては、その減額することとなる額
を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」
という。）は、第1号に掲げる額の見込額
から第2号に掲げる額の見込額を控除した
額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付

びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)

を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(基礎賦課限度額)

第17条 第10条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第35条、第36条の2及び第36条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)

金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(基礎賦課限度額)

第17条 第10条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第35条、第36条の2及び第36条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)

の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 略

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき7,400円

イ・ウ 略

（介護納付金賦課総額）

第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第35条及び第36条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

(2) 略

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき7,400円

イ・ウ 略

（介護納付金賦課総額）

第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第35条及び第36条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 略

第31条 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第31条の2 保険料の賦課額のうち子ども・

子育て支援納付金賦課額（第35条、第36条の2、第36条の3及び第36条の4の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第36条の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 略

第31条 略

合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第31条の3 保険料の賦課額のうち子ども・

子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第31条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第31条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.26

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,078円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき126円

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき735円

イ 特定世帯 1世帯につき368円

ウ 特定継続世帯 1世帯につき552円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第31条の6 第31条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合における基礎賦課額等の算定)

第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合における基礎賦課額等の算定)

第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世

属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第19条若しくは第31条の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第28条の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第36条の2第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の3第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第36条の4第1項に定める額の算定は、それぞれ

帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第19条の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第28条の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第36条の2第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務

れ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第19条、第28条若しくは第31条の3の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第36条の2第1項に定める額、同条第5項に定める額、第36条の3第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第36条の4第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課

が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第19条の額若しくは第28条の額又は次条第1項各号に定める額、第36条の2第1項に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第36条の2第3項第1号に定める額、第36条の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課

額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた

額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第

者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法

1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法

第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加えた
金額)に31万円に当該年度の保険料賦課
期日(賦課期日後に保険料の納付義務が
発生した場合にはその発生した日とす
る。)現在において当該世帯に属する被
保険者の数と特定同一世帯所属者の数の
合計数を乗じて得た額を加算した金額を
超えない世帯に係る保険料の納付義務者
であつて前号に該当する者以外の者 ア
に掲げる額に当該世帯に属する被保険
者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを
合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山
林所得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額(世帯主等のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、同号に定める
金額に当該給与所得者等の数から1を減
じた数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に57万円に当該年度の保険料賦
課期日(賦課期日後に保険料の納付義務
が発生した場合にはその発生した日とす

第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加えた
金額)に30万5千円に当該年度の保険料
賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義
務が発生した場合にはその発生した日と
する。)現在において当該世帯に属する
被保険者の数と特定同一世帯所属者の数
の合計数を乗じて得た額を加算した金額
を超えない世帯に係る保険料の納付義務
者であつて前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険
者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
の数を乗じて得た額とイに掲げる額と
を合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山
林所得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額(世帯主等のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、同号に定める
金額に当該給与所得者等の数から1を減
じた数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に56万円に当該年度の保険料賦
課期日(賦課期日後に保険料の納付義務
が発生した場合にはその発生した日とす

る。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第31条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ

る。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

れ、当該各号に定める額を減額して得た額
(当該減額して得た額が3万円を超える場
合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額
及び山林所得金額並びに他の所得と区分
して計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項第1号に定
める金額(世帯主等のうち給与所得者等
の数が2以上の場合にあっては、同号に
定める金額に当該給与所得者等の数から
1を減じた数に10万円を乗じて得た金額
を加えた金額)を超えない世帯に係る保
険料の納付義務者 アに掲げる額に当該
世帯に属する被保険者のうち当該年度分
の子ども・子育て支援納付金賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額、イに掲げる額に
当該世帯に属する被保険者のうち当該年
度分の子ども・子育て支援納付金賦課額
の18歳以上被保険者均等割額の算定の対
象とされるものの数を乗じて得た額及び
ウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の被保険者均等割の保険料
率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の18歳以上被保険者均等割
の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の世帯別平等割の保険料率

に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額

及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額

及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる

ものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第2項の規定は、前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、第2項中「前項各号ア及びイに規定する額」とあるのは「前項各号アからウまでに規定する額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第36条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、第20条、第29条及び第31条の4並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額

(特例対象被保険者等の特例)

第36条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の

額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第36条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 略

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第31条の5」と読み替えるものとする。

金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第36条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 略

4 略

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第31条の5」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第5項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第36条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課

3 略

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第36条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課

額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第44条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「67万円」

額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第44条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」

とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第31条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)・(2) 略

7 略

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」

とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第31条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第5項各号」と読み替えるものとする。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第36条の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第31条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第35条第5項、第36条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条、第17条、第31条の2から第31条の6まで及び第34条から第36条の4までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
013571	国府 571 号線	国府町字吹上	国府町	772.3
		国府町字七路谷		2.2～ 4.5
073520	稲生一丁目 520 号線	稲生一丁目	稲生一丁目	32.8
		稲生一丁目		6.0～ 9.8
083441	飯野寺家 441 号線	飯野寺家町字堂山	飯野寺家町	51.3
		飯野寺家町字堂山		6.0～10.8
093438	国分 438 号線	国分町字天神山	国分町	548.8
		国分町字中谷		4.5～ 5.4
113239	北堀江 239 号線	北堀江町字八反田	北堀江二丁目	131.2
		北堀江二丁目		4.0～ 6.3
123903	南玉垣 903 号線	南玉垣町字新町	南玉垣町	40.0
		南玉垣町字新町		6.0～ 6.3
123904	南玉垣 904 号線	南玉垣町字新町	南玉垣町	14.8
		南玉垣町字新町		6.0～13.0
123905	南玉垣 905 号線	南玉垣町字玉垣	南玉垣町	62.0
		南玉垣町字玉垣		6.0～ 8.1
123906	北玉垣 906 号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	30.5
		北玉垣町字小塚		5.0～ 6.0
123907	東玉垣 907 号線	東玉垣町字四反田	東玉垣町	103.9
		東玉垣町字四反田		4.0～ 9.3
123908	岸岡 908 号線	岸岡町字ユウ	岸岡町	50.3
		岸岡町字ユウ		6.0～ 9.6
143143	神戸三丁目 143 号線	神戸三丁目	飯野寺家町	17.8
		飯野寺家町字須田		3.0
163217	徳田 217 号線	徳田町字六ノ坪	徳田町	265.9
		徳田町字戸波		7.2～12.9

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和8年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
083188	安塚 188 号線	安塚町字兼垣内	飯野寺家町	370.3
		飯野寺家町字堂山		2.2~5.9
013404	国府 404 号線	国府町字吹上	国府町	1,121.5
		御菌町字乙部		2.1~4.5
013407	国府 407 号線	国府町字七路谷	国府町	179.3
		国府町字七路谷		2.1~2.5
013408	国府 408 号線	国府町字七路谷	国府町	145.8
		国府町字七路谷		2.1~2.8
013409	国府 409 号線	国府町字走り下	国府町	313.7
		国府町字七路谷		1.9~2.0
013410	国府 410 号線	国府町字走り下	国府町	784.0
		国府町字五之坪		2.0~4.6
013411	国府 411 号線	国府町字中山田	国府町	397.5
		国府町字五之坪		2.1~2.8
013412	国府 412 号線	国府町字七路谷	国府町	350.0
		国府町字七路谷		2.0~3.4